

令和 8 年度

会 議 資 料

令和 8 年 8 月 6 日

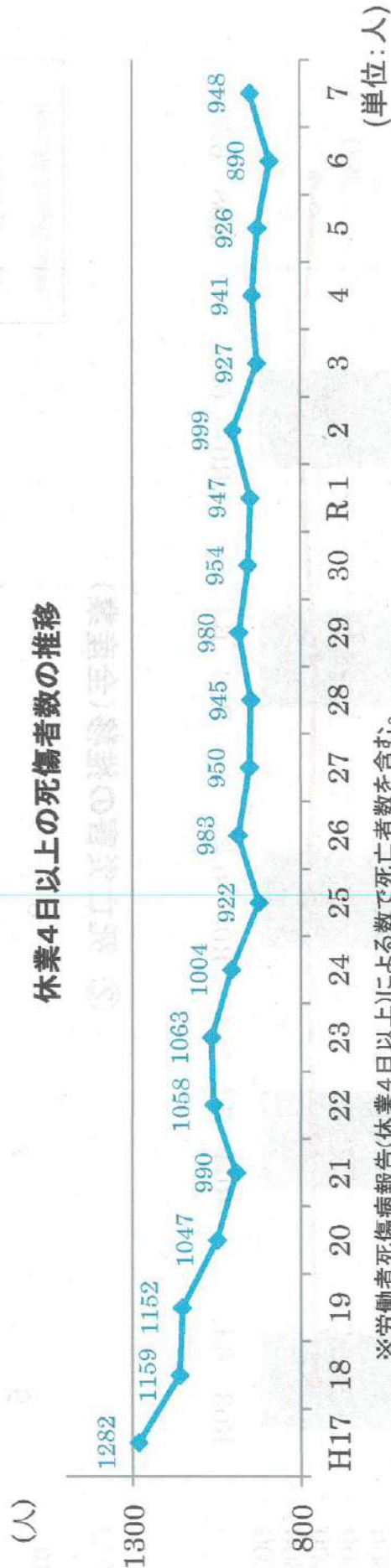
高知労働局労働基準部健康安全課

目 次

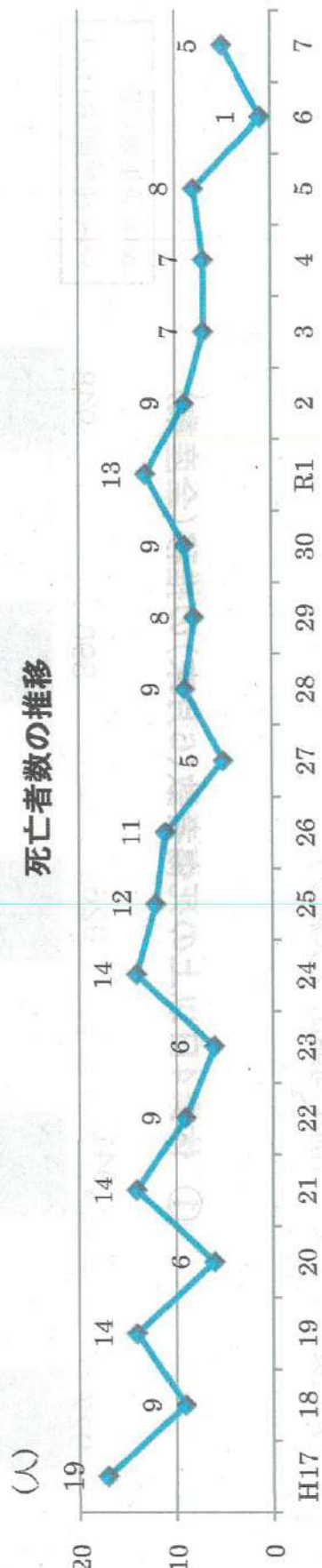
	Page
○ 労働災害による死傷者数・死亡者数の推移（高知県内）	1
○ 令和8年の災害発生状況	2
○ 熱中症による死傷者数の状況（高知県）	3
○ 全産業における労働災害発生状況	4
○ 令和8年における労働災害発生状況（令和8年6月末現在）	5
○ 第14次防労働災害防止計画の推進状況	8
○ 職場における熱中症防止のためのガイドライン	12
○ 高齢者の労働災害防止のための指針	20
○ 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内	24
○ ストレスチェックが義務になります！	26
○ ストレスチェックの「集団分析」を適切に実施しましょう！	28
○ 産業保健総支援センター・地域産業保健センター	30
○ 定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります	32
○ 化学物質による労働災害防止のための自立的管理について	34
○ 外国人労働者の労働災害を防ごう！	36
○ 第77回 全国労働衛生週間	38

労働災害による死傷者数・死者数の推移（高知県内）

休業4日以上之死傷者と死者数の推移（数新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの）。
 休業災害については平成25年以降1,000人以下で推移している。
 死者数については令和6年に過去最少の1人となったが、令和7年は5人と増加している。



※労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死者数を含む。

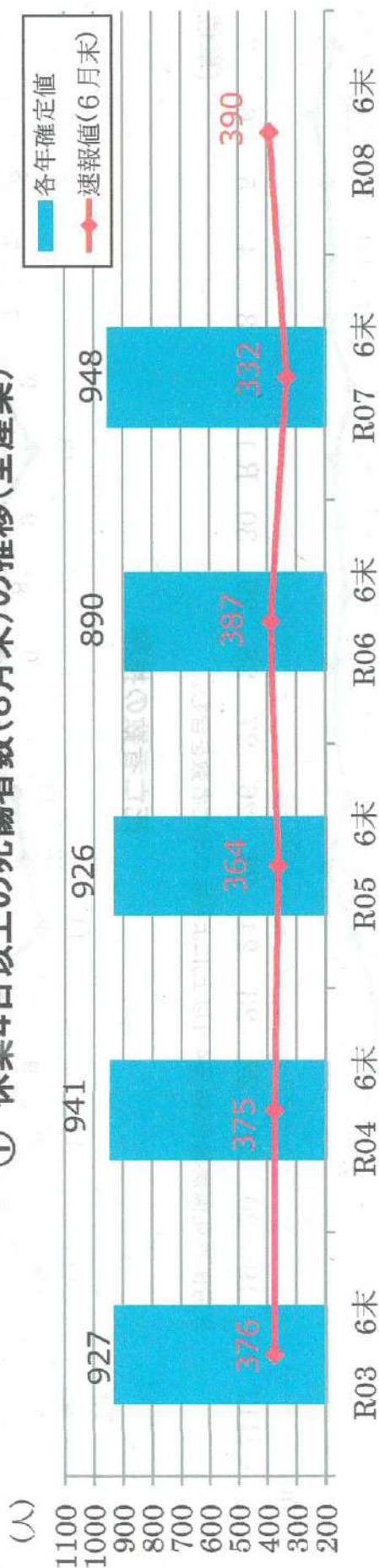


令和8年の労働災害発生状況(6月末速報、コロナ感染症除く)

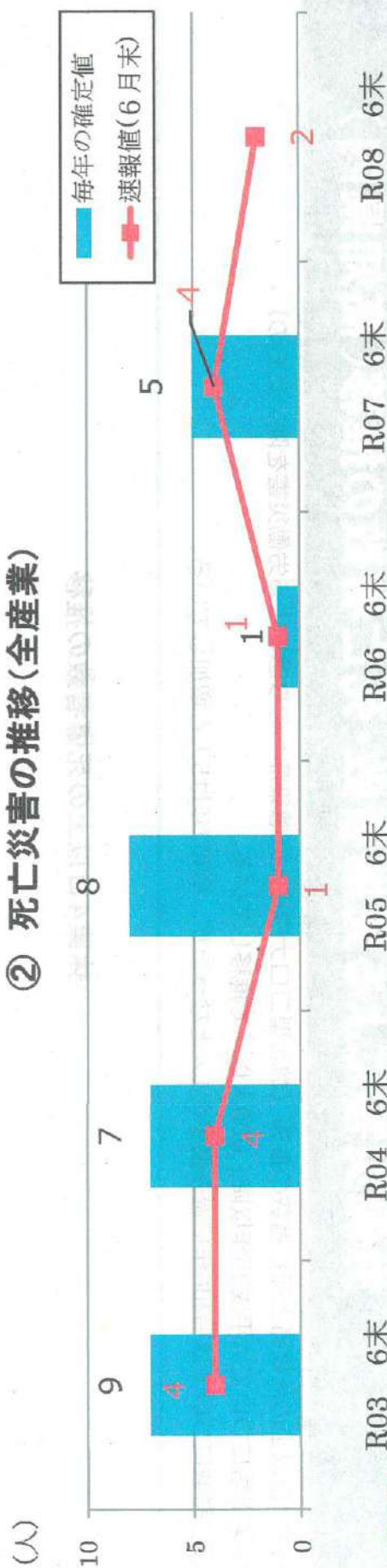
ポイント

- 令和8年6月末現在の死傷者数は390人で前年同期より58人の増加。
- 死亡災害：2人（前年同期比 2人減少）。

① 休業4日以上之死傷者数(6月末)の推移(全産業)



② 死亡災害の推移(全産業)



R03 6末

R04 6末

R05 6末

R06 6末

R07 6末

R08 6末

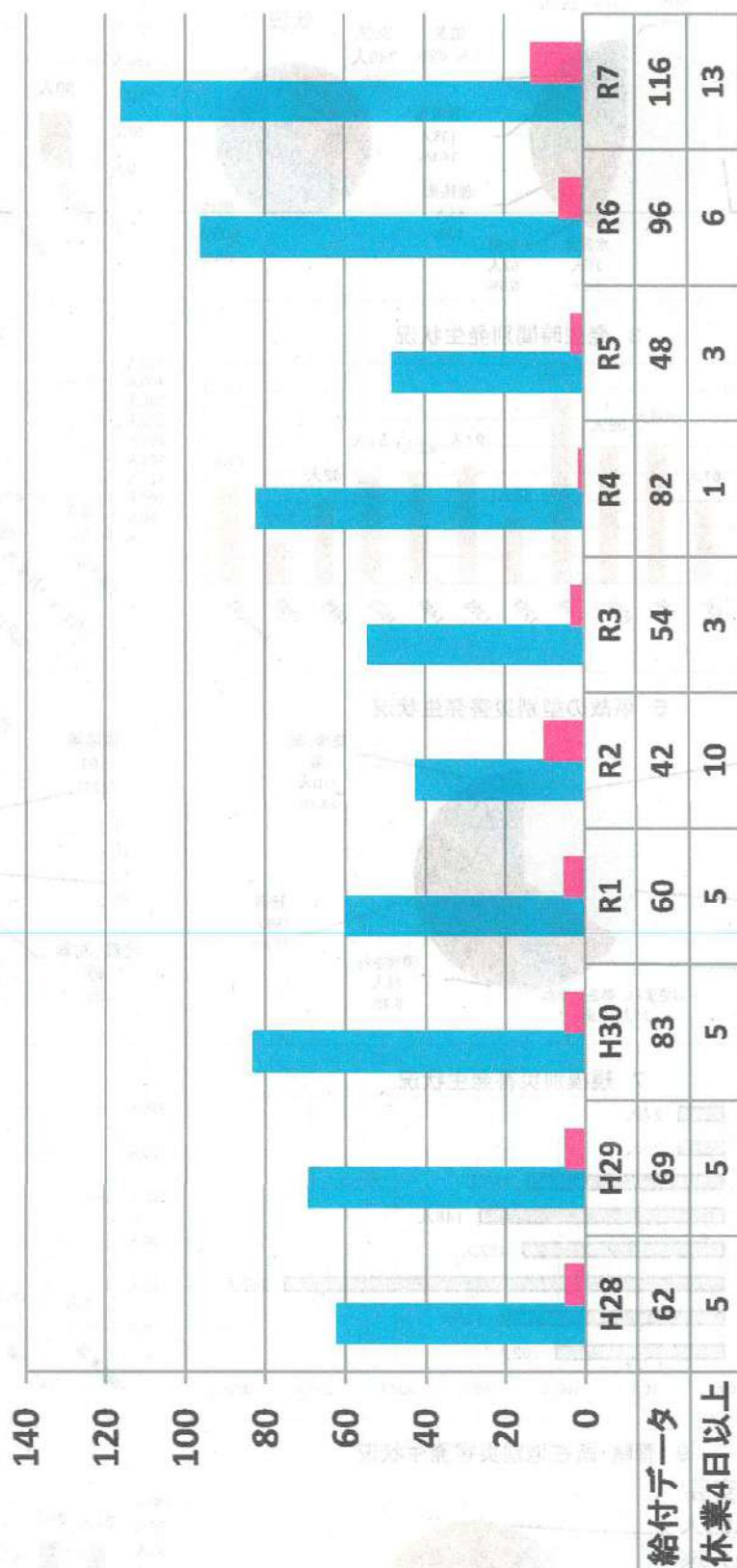
熱中症による死傷者数の状況(高知県)

ポイント

- 令和7年の熱中症による死傷者数(休業4日以上)は、13人で前年より7人増加しており、休業4日未満を含める116人で前年より20人増加している。
- 県内では、平成25年以降、熱中症による死亡者は発生していない。
⇒ 全国での死亡者数は、令和7年は19人となっている。

熱中症による死傷者数の推移

■ 給付データ ■ 休業4日以上

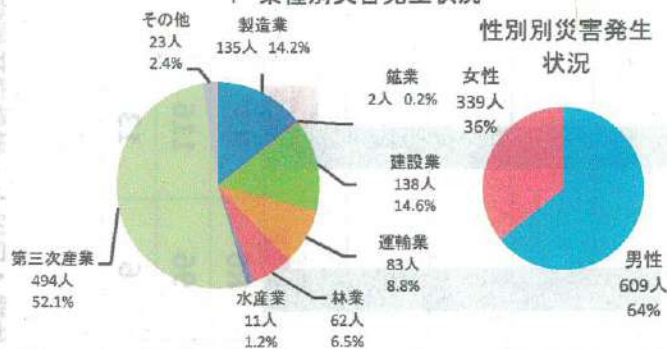


令和7年 全産業における労働災害発生状況

(確定)

(新型コロナウイルスによる労働災害を除く)

1 業種別災害発生状況



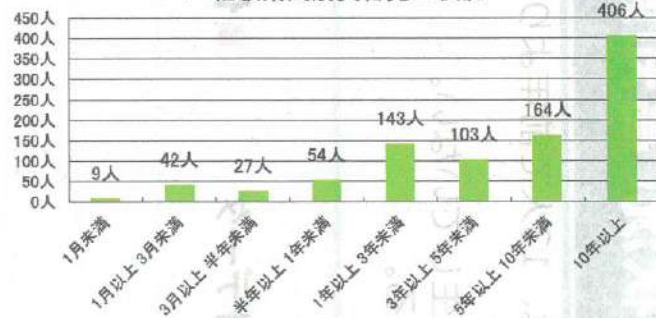
2 休業見込み期間別災害発生状況



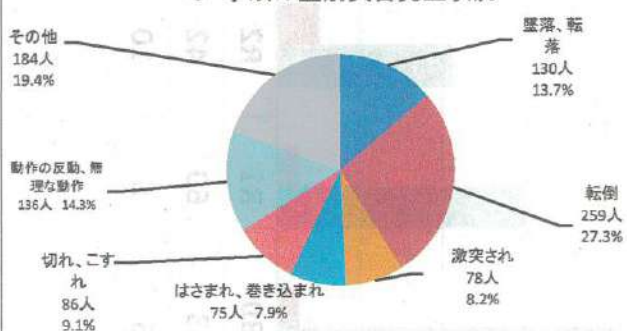
3 発生時間別発生状況



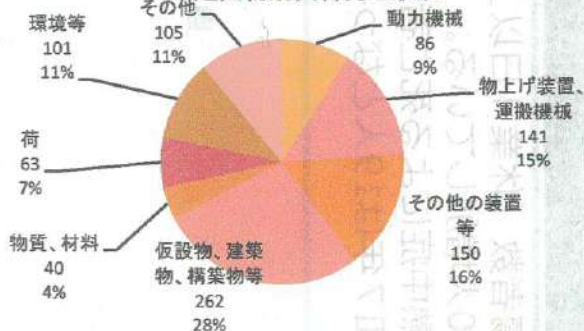
4 経験期間別災害発生状況



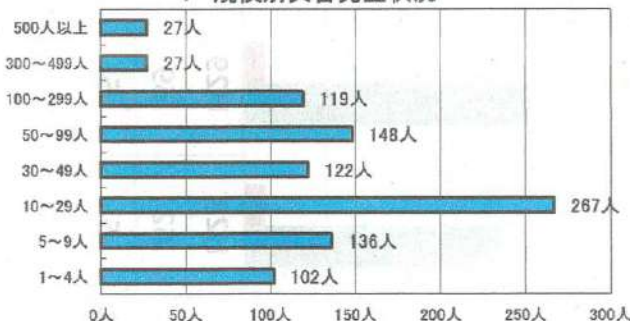
5 事故の型別災害発生状況



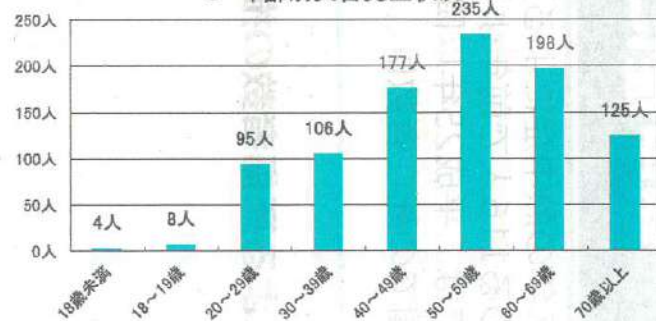
6 起因物別災害発生状況



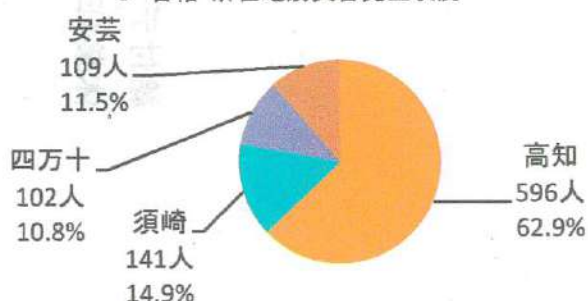
7 規模別災害発生状況



8 年齢別災害発生状況



9 管轄・所在地別災害発生状況

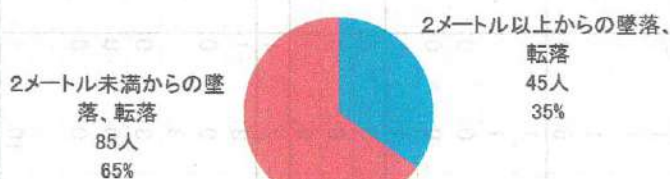


10 月別災害発生状況

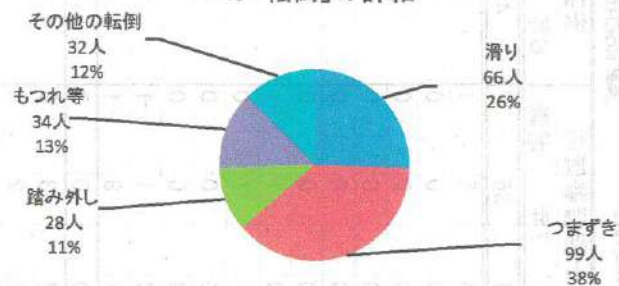


(労働者死傷病報告により報告のあったもののうち、死亡または休業4日以上のもの948件についての統計)

5 事故の型別災害発生状況
の「墜落、転落」の詳細



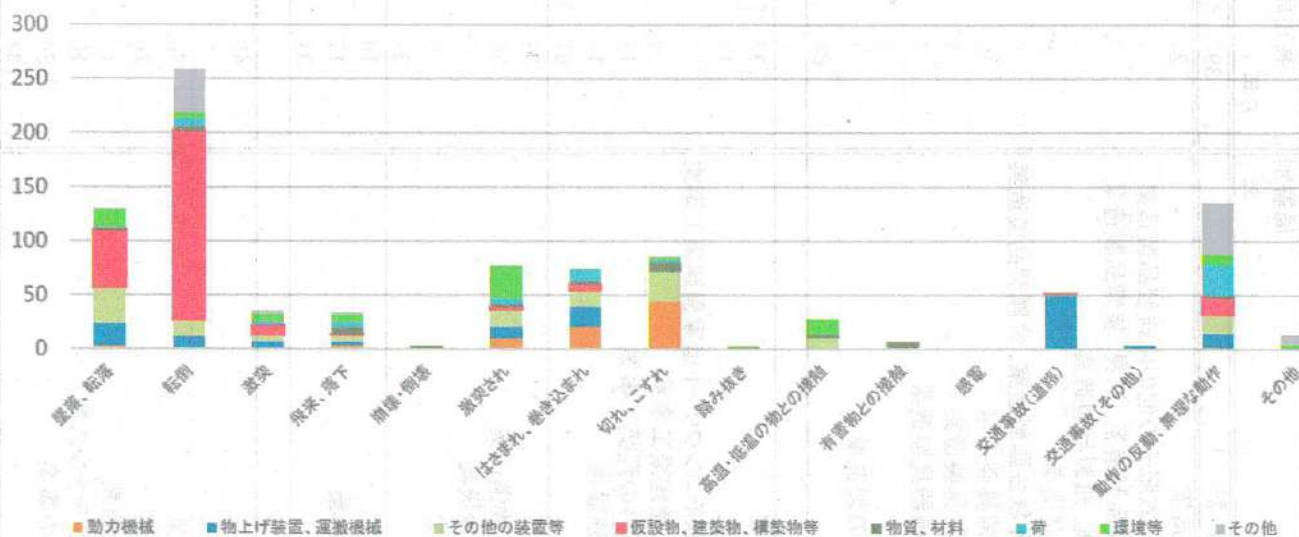
5 事故の型別災害発生状況
の「転倒」の詳細



事故の型・年齢別災害発生状況



事故の型別・起因物別災害発生状況



令和8年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害) [令和8年6月末現在 速報]

業種	局署別 年	高知局(合計)			高知監督署管内			須崎監督署管内			四万十監督署管内			安芸監督署管内		
		8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減
全産業合計		(2) 392	(4) 349	43	(2) 235	(4) 216	19	65	55	10	43	36	7	49	42	7
製造業	食料品製造業	21	17	4	9	5	4	4	5	-1	6	5	1	2	2	0
	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	7	5	2	1	2	-1	6	3	3	0	0	0	0	0	0
	パルプ、紙、紙製品製造業	3	1	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	窯業・土石製造業	8	3	5	5	1	4	2	1	1	0	0	0	1	1	0
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	(1) 6	5	1	(1) 5	3	2	0	1	-1	0	0	0	1	1	0
	一般機械器具製造業	10	8	2	7	7	0	0	0	0	0	1	1	3	0	3
	電気機械器具製造業	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	3	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	造船業	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	上記以外の製造業	7	8	-1	7	7	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
	小計	(1) 68	48	20	(1) 39	26	13	14	10	4	7	8	-1	8	4	4
	鉱業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土木工事業	32	(2) 17	15	9	(2) 7	2	14	1	13	3	3	0	6	6	0
	建築工事業	17	22	-5	7	18	-11	3	1	2	5	2	3	2	1	1
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1	5	-4	1	5	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木造家屋建築工事業	4	7	-3	1	5	-4	0	0	0	3	1	2	0	1	-1
	上記以外の建設業	12	10	2	5	8	-3	3	1	2	2	1	1	2	0	2
	その他の建設業	12	(1) 7	5	9	(1) 6	3	0	0	0	2	1	1	1	0	1
	小計	61	(3) 46	15	25	(3) 31	-6	17	2	15	10	6	4	9	7	2
運輸業	運輸交通業	32	31	1	26	24	2	4	4	0	2	1	1	0	2	-2
	道路貨物運送業	26	29	-3	21	22	-1	3	4	-1	2	1	1	0	2	-2
	陸上貨物取扱業	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾運送業	0	2	-2	0	0	0	0	2	-2	0	0	0	0	0	0
	小計	32	34	-2	26	25	1	4	6	-2	2	1	1	0	2	-2
	木材伐出業	18	17	1	5	4	1	4	10	-6	5	3	2	4	0	4
	その他の林業	13	15	-2	2	1	1	4	4	0	3	6	-3	4	4	0
	小計	31	32	-1	7	5	2	8	14	-6	8	9	-1	8	4	4
	水産業	3	5	-2	1	0	1	0	0	0	1	2	-1	1	3	-2
	商業	(1) 48	58	-10	(1) 34	42	-8	4	4	0	2	3	-1	8	9	-1
第三次産業	金融広告業	3	2	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健衛生業	70	59	11	43	38	5	11	12	-1	6	3	3	10	6	4
	接客娯楽業	26	21	5	19	14	5	1	1	0	3	3	0	3	3	0
	清掃業・と畜業	17	14	3	16	13	3	0	1	-1	0	0	0	1	0	1
	ビルメンテナンス業	10	6	4	10	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の事業業	24	(1) 22	2	17	(1) 14	3	3	4	-1	3	1	2	1	3	-2
	小計	(1) 188	(1) 176	12	(1) 132	(1) 123	9	19	22	-3	14	10	4	23	21	2
	その他	8	7	1	4	5	-1	3	1	2	1	0	1	0	1	-1
	(注)	(1) 死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2) () 内の数字は死亡者数で速報による。(3) 「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上														
		(4) 「上記以外の事業業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5) 「その他」には、農業、畜産業を計上														

令和8年 死亡災害発生状況

(令和8年6月末現在)



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和8年	1	0	0	0	0	1	0	2
令和7年	0	3	0	0	0	1	0	4
増減	+1	-3	±0	±0	±0	±0	±0	-2

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	8.1.26 11:20	製造業 (その他の 金属製品製造業)	28歳 男	飛来・落下 玉掛用具	圧力タンク（円筒型金属製、重さ約2.8トン）を玉掛けし、クローラークレーンで巻き上げ移動中、玉掛けワイヤロープが切断して圧力タンクが落下し被災した。
2	高知	8.2.26 0:53	小売業 (新聞販売業)	72歳 女	交通事故 トラック	見通しの良い国道交差点内において、南進する被災者運転の軽貨物車と、東進する軽乗用車が衝突し被災した。

注：調査中のもの等を含む。

第14次労働災害防止計画の推進状況

(令和7年度アウトプット指標自主点検集計)

計画期間

○ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)までの5か年

計画の目標

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことにより、

○ **死亡災害** ① 2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。(6人以下)

② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。(42人以下)

○ **死傷災害** ① 2022年と比較して、2027年において減少させる。(940人以下)

② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない。(4768人以下)

目標に対する推進状況

○ 死亡災害にかかる推進状況



ポイント

- ・死亡災害については2025年は5人であり、2023～2025年（以下「期間中」という。）の死亡者数は14人である。
- ・死傷災害については、2025年は948人、前年比58人増加しており、期間中の死傷災害は2764人（平均921人）となっている。

○ 死傷災害にかかる推進状況



重点事項の進捗状況（アウトプット指標・アウトカム指標は、重点2～8のみに設定）

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」「SAFEコンソーシアム」および「Safe Work KOCHI」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みについて、各種説明会、会議及びホームページ上で周知するとともに、制度の活用奨励を実施。

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標 (重点事項に関連して、事業者を求める達成目標)	アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)
全業種対象	転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 60% 50% 40% 30% 47.6 44.4 50%以上 2024* 25* 27	増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。 ポイント ・30歳代、50歳代、60歳代は現在目標値を達成しているが、その他の年代においては目標値を超えている。
	腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 60% 50% 40% 30% 40.6 35.8 50%以上 2024* 25* 27	
卸売業・小売業 ／医療・福祉	正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。 90% 80% 70% 60% 50% 40% 78.6 70.3 80%以上 2024* 25* 27	1.1 1.9% 1.2% 1.4% 2 1.1% 1.9% 1.9% 3.3 3.6% 3.4% 3.7% 6.7 5.8% 8.4% 6.2% 8.3 7.7% 8.7% 7.8% 4 3.9% 6.4% 6.3% 0% 5% 10% 2022 2023 2024 2025

	アウトプット指標	アウトカム指標
医療・福祉	介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2027年までに増加させる。 2024* 25* 27	社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。 ポイント 2024年と比較して大幅に増加している。 2022 23 24 25 26 27

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 2024* 25* 27	増加傾向にある60歳以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。 ポイント 増加傾向にあり、2025年は目標値を超えている。 2022 23 24 25 26 27

4 業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。 2024* 25* 27	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。(12人以下) ポイント 期間中の死亡者数は4人である。 2018 ~2022 2023 ~2025
製造業	機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。 2024* 25* 27	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。(7人以下) ポイント 期間中の死亡者数は3人である。 2018 ~2022 2023 ~2025 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(18人以下) ポイント 前年度と比較して増加しており、依然として目標値を超えている。 2022 23 24 25 26 27
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。 2024* 25* 27 ※2025年は集計数が少ない(2件)ため参考値。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。(5人以下) ポイント 期間中の死亡者数は1人である。 2018 ~2022 2023 ~2025
陸上貨物運送事業	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。 2024* 25* 26	死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(80人以下) ポイント 前年度と比較して増加している。目標値については現在達成している。 2022 23 24 25 26 27

5 労働者の健康確保対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標	
全業種対象	企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上とする。	67.6 70.4 2023 2025 (出典：高知県労働環境等実態調査)	1.9 2.5 2023 2025 (出典：高知県労働環境等実態調査)
	勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025年までに80%以上とする。	66.6 64.8 2024* 25* 27	ポイント 2025年は2.5%であり、目標値を達成している。
	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	55.4 44.7 2024* 25* 27	82.7 68.3 2023 24 27 (全国) 出典：労働安全衛生調査（実態調査）
	労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上となるよう促進を図る。	35.5 20.4 2024* 25* 27	ポイント 2024年は68.3%であり、前年度より減少している目標値を達成している。
	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	45.6 30.2 2024* 25* 27 (治療と仕事の両立支援対策の実施状況)	

6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標	
全業種対象	①危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027年までに80%以上とするとともに、 ②リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	53.7 45.0 2024* 25* 27 88.9 84.5 2024* 25* 27	17件 8件 2018 ~2022 2023 ~2025
	熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握して活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。	31.1 40.2 2024* 25* 27	24 22 2018 ~2022 2023 ~2025
		化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。(16件以下) ポイント 期間中の死傷災害は8件である。 増加が懸念される熱中症による死傷者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで減少させる。 ポイント 期間中の死傷者数は22件であり、目標達成には厳しい状況である。	

7 交通労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。 44.0 38.3 27 2024* 25* 27	交通労働災害における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。(12人以下) ポイント 本期間中の死亡者数は4件である。 14 4 2018 ~2022 2023 ~2025

8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。 55.1 45.2 27 2024* 25* 27	外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。 ポイント 前年度と比較して増加しており、目標値を超えている。 1.3 1.8 1.6 2.3 1.3%以下 2022 23 24 25 26 27

9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第20条、第21条等に基づく作業場所に起因する危険に対処するもの（退避、危険個所への立入禁止等）、労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害の防止措置について、個人事業者等に対しても労働者と同等の保護措置を講じることが義務付けられたことから、発注者、事業者等に対し様々な機会を捉えて周知・啓発を実施。

アウトプット指標進捗状況の把握について

調査方法： 事業場に自主点検表を郵送配布し、点検結果について電子回答を得た。
 調査対象： 県内の労働者5名以上の1,000事業場。
 実施期間： 令和8年3月30日～4月24日（電子回答締切：5月20日）
 回収状況： 358件（回収率35.8%）

（注）自主点検の集計結果を、アウトプット指標推進状況のグラフの年の横に『*』を付している。

高知労働局第14次労働災害防止計画等について

○ 高知労働局 第14次労働災害防止計画
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/newpage_00809.html



○ Safe Work KOCHI
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_120250/_120440.html



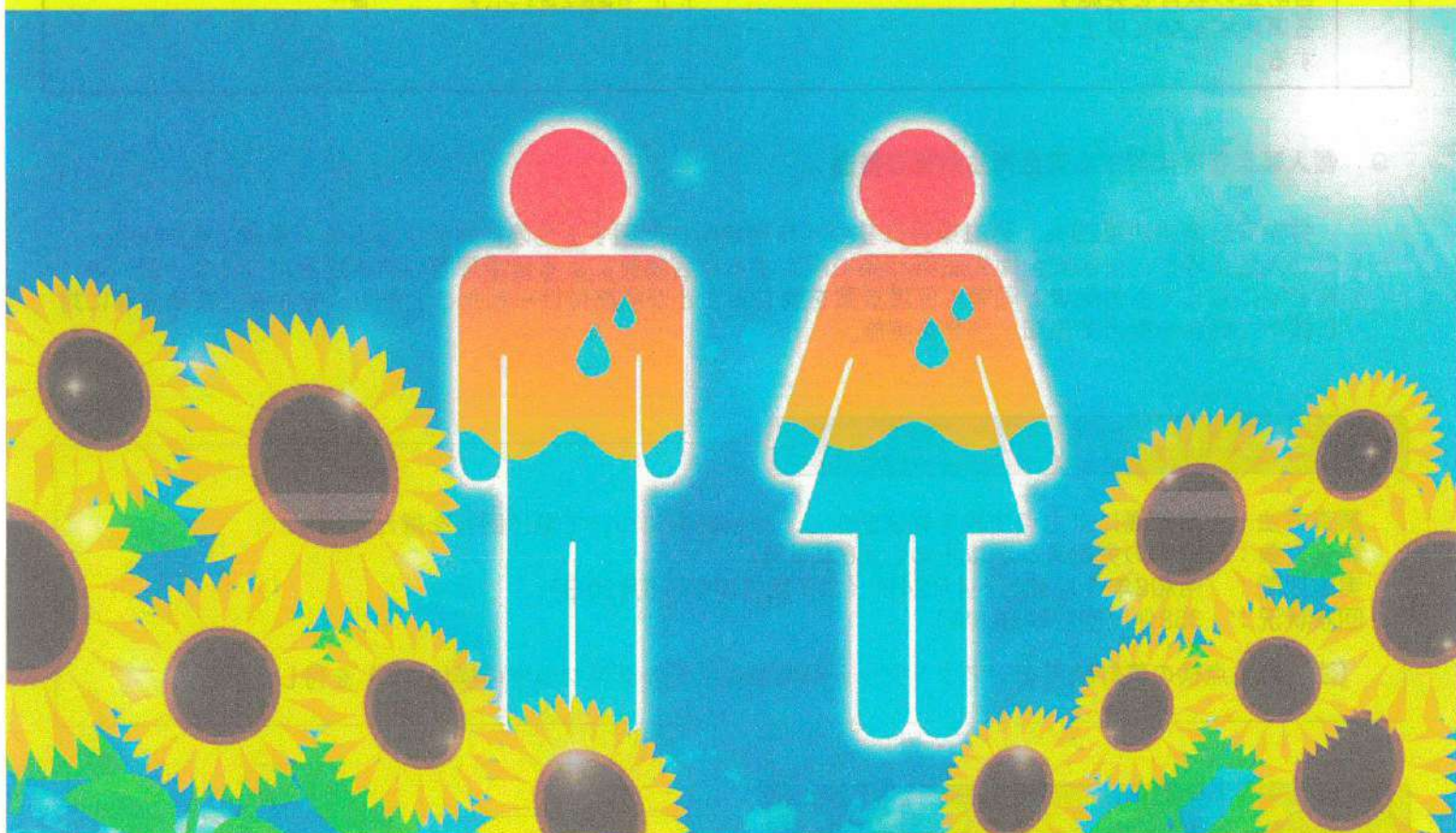
職場における

熱中症防止のための

ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。

本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① **「設備、体制の整備」**を参考に準備を行った上で、
- ② **「熱中症リスクの把握」**で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ **「熱中症リスクに応じた措置」**にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。



ガイドライン の ポイント



体制整備、必要な設備の整備を行いましょう！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょう。

熱中症リスクを適切に把握しましょう！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょう。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょう。

リスクに応じた対策を検討しましょう！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



教育研修を行いましょう！

- ▶ 管理者、職長、作業員等、立場に応じた教育研修を実施しましょう。

(1) 体制整備

おはようございます

- 組織として、熱中症を予防するための体制を整備しましょう。
- 衛生委員会等を活用し、対策を労使で話し合いましょう。
- 体調が悪くなったときに誰に報告するかを決め、作業者に周知しましょう。
- 体調が悪くなったときにどのような行動を取るのかを決め、作業者に周知しましょう。
- 作業手順、作業計画を策定しましょう。

(2) 必要な設備の整備

- 暑くなる前に、以下の準備をしておきましょう。

- ✓ WBGT指数計の準備
- ✓ 有効な休憩所の整備
- ✓ 通気性の良い服や、ファン付き作業服等の準備
- ✓ 水分・塩分を摂取するための準備



～熱中症防止対策は、事業者の義務です～

以下の **体制整備** **手順作成** **関係者への周知** については、
労働安全衛生規則の改正に伴い、罰則付きで義務化されています。
 確実に実施するようにご注意ください。

- ❖ 熱中症の自覚症状のある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための**体制整備及び関係作業員への周知**。
- ❖ 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等
 熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。

2

熱中症リスクの把握・評価

熱中症が発症する要因

熱中症が発症する要因には、次のようなものがあります。

- ① 高温・多湿・日射（輻射熱）の強い作業環境
- ② 身体負担の大きい作業や運動
- ③ 通気性や透湿性の低い衣服や保護具

熱中症を有効に防止するためには、
熱中症のリスクを把握し、評価することが重要です。



WBGT値の把握

- ✓ 熱中症リスクを把握し、有効な対策をするために、WBGT値を測定しましょう。
- ✓ WBGT値の測定には、JIS B7922:2023 に適合した黒球付きの機器を用いて測定することが基本です。
- ✓ いろいろな作業場所で測定し、どこが暑いか把握しておきましょう。
- ✓ 測定したWBGT値に、衣服による補正を行った上で、作業強度と暑熱順化に応じた基準値と照らし合わせましょう。
- ✓ 基準値を超えているときは、「何らかの熱中症防止対策」が必要です。
- ✓ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ方に対しては、作業時間の短縮等も検討しましょう。

WBGT指数計▶



【身体作業強度等に応じた WBGT 基準値】

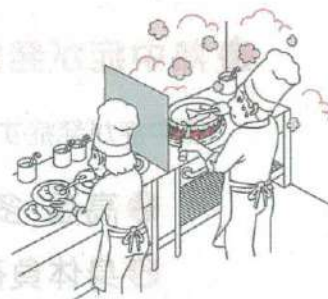
区 分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化あり	暑熱順化なし
安静	安静、楽な座位	33℃	32℃
低代謝率	・ 軽い手作業（書く、タイピング等） ・ 腕及び脚の作業 など ・ 手及び腕の作業	30℃	29℃
中程度代謝率	・ 継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕 ・ 腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など	28℃	26℃
高代謝率	・ 強度の腕及び胴体の作業 ・ ショベル作業、ハンマー作業 ・ 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など	26℃	23℃
極高代謝率	・ 最大速度の速さでのとても激しい活動 ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする など	25℃	20℃

(1) 作業環境管理

暑熱環境の改善

以下のような方法で WBGT 値を下げ、暑熱環境の改善を検討しましょう。

- ✓ 発熱体と作業者の間に遮蔽物を設ける。
- ✓ 日光や照り返しを防ぐ屋根を設ける。
- ✓ 作業場所に通風、冷房、ミストシャワー等を設ける。



休憩場所の整備

暑くなった体を冷やし、休むことが出来る休憩所を整備しましょう。休憩所は体調不良、熱中症になってしまった場合にも必要です。休憩所を整備する際は、可能な範囲で下記に留意してください。

- ✓ 可能な限り作業場所の近くに設けましょう。
- ✓ 体を冷やすことができる冷房を設けましょう。
(難しい場合はミスト付き扇風機等を活用しましょう)
- ✓ 脚を伸ばして横になれるスペースを作りましょう。
- ✓ 冷蔵庫やウォーターサーバー等、水分・塩分を摂取できる設備を設けましょう。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合でも、日傘、日よけテント等で日陰を作り、風通しを良くするだけでもある程度の効果はあります。



(2) 作業管理

暑さに応じた休憩サイクルの設定

- ✓ WBGT 基準値からの超過度合いによって、休憩回数の増加や休憩時間の延長を検討しましょう。
- ✓ WBGT 基準値から大幅に超過している場合は、軽い作業への変更や、作業中止を検討しましょう。
- ✓ 暑さのピーク時間帯の作業中止や、早朝・夜間などへのシフト変更も可能な範囲で検討しましょう。



★ 通気性・透湿性の良い衣服の選択

- ✓ 可能な範囲で通気性・透湿性の良い(熱がこもりにくい)衣服を選択しましょう。
- ✓ 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ✓ ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。
(ただし過信は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。)



ファン付作業服

クールベスト
(保冷剤式)クールベスト
(冷水循環式)

★ 水分・塩分の定期的な摂取

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- ✓ 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- ✓ のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- ✓ 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。



水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1～0.2%の食塩を含む飲料
- ナトリウムを40～80mg/100mL含むスポーツドリンク
これらを20～30分ごとにコップ1～2杯程度

※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取用」には向きません。
※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



★ 作業開始前・休憩時のプレクーリング

- ✓ 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- ✓ 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。
(併用するとさらに効果があります)
- ✓ 身体の内部から冷やせる「アイスラリー」の摂取も有効です。



プレクーリングイメージ

★計画的な暑熱順化

- ✔ あらかじめ暑さに慣れることによって、熱中症に強い体を作ることができます。
 - ▶ 皮膚血管拡張反応、発汗反応が促進され、体温を下げる働きが強化されます。
 - ▶ 汗に含まれる塩分濃度が低くなり、汗をかいても塩分損失がゆるやかになります。
- ✔ 暑くなる前、暑熱作業に入る前に計画的に暑熱順化を得ることが重要です。
 - ▶ 暑熱順化を獲得するには、最低でも1週間はかかります。
 - ▶ 数日間暑熱環境から遠ざかると、暑熱順化が薄れてしまうので、お盆明けなどの長期休暇明けは要注意です。



★有効な休憩所の整備

- ✔ 熱中症を防ぐためには、「体を休め、冷やすことが出来る」休憩所が必要です。
 - ▶ 休憩所がないと、せっかく休憩を取ってもその効果は減ってしまいます。
 - ▶ 熱中症になってしまったときの一時的な待機所としても有効です。
- ✔ 冷房や冷蔵庫を備えた、横になるスペースのある休憩所が理想です。
- ✔ 本格的な休憩所の設置が難しい場合も、工夫次第で有効な休憩所を作ることができます。
 - ▶ 屋根やテントで日差しをさえぎる。
 - ▶ ミスト付き扇風機で温度を下げる。
 - ▶ ベンチを置いて横になれるようにする。
 - ▶ 冷房の効いたワゴン車の荷室部分を休憩場所にする。
- ✔ 可能な範囲で休憩所の設置を検討し、作業者に周知してください。



★健康管理

- ✔ いくつかの疾病(既往症)*は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
 - ※糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等。
 - ▶ 健康診断等で異常所見があると診断された場合には、医師の意見に基づき適切な措置を行いましょう。
- ✔ 体調不良*によって熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
 - ※風邪、発熱、下痢、嘔吐、飲酒、二日酔い、朝食抜き、睡眠不足等。
 - ▶ 朝礼時や巡視時、休憩時等に作業者の健康状態を確認しましょう。
 - ▶ 作業者から申し出やすい環境、無理をさせない環境づくりが重要です。



職場巡視

✓ 職場巡視を行い、下記について確認しましょう。

- ▶ 体調不良者が出ていないか
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取ができているか
- ▶ 休憩は十分に取れているか
- ▶ WBGT 値に応じた対応が出来ているか



救急体制

- ✓ 熱中症の疑いがある者が出た場合は、無理をさせずに涼しいところで横にして、水分・塩分を摂取させてください。
- ✓ 体調が悪くなった人を一人にはしないようにしてください。
体調が急変する場合もあります。
- ✓ II 度以上の症状（頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害、高体温）が生じたら、躊躇なく救急車を呼びましょう。
- ✓ 救急車が来るまでの間、体温を下げるための努力をしましょう。
- ✓ 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねません。
勇気を持った行動で自分や同僚を守りましょう。



教育研修

- ✓ 熱中症を防止するためには、熱中症に対する知識を付けることが重要です。
- ✓ 日頃から熱中症に対する情報を取り入れるように心がけるとともに、教育研修を実施しましょう。
- ✓ ガイドラインでは、立場に応じた3種類の研修の実施（受講）が推奨されています。
 - ▶ 熱中症予防管理者向け：225分
(衛生管理者、安全衛生推進者も受講することが望ましいとされています)
 - ▶ 職長向け：60分
 - ▶ 作業従事者向け：短時間で繰り返す



☀ これらの対策にしっかり取り組むことで、
熱中症を予防し、安全に効率良く業務を遂行できます!

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

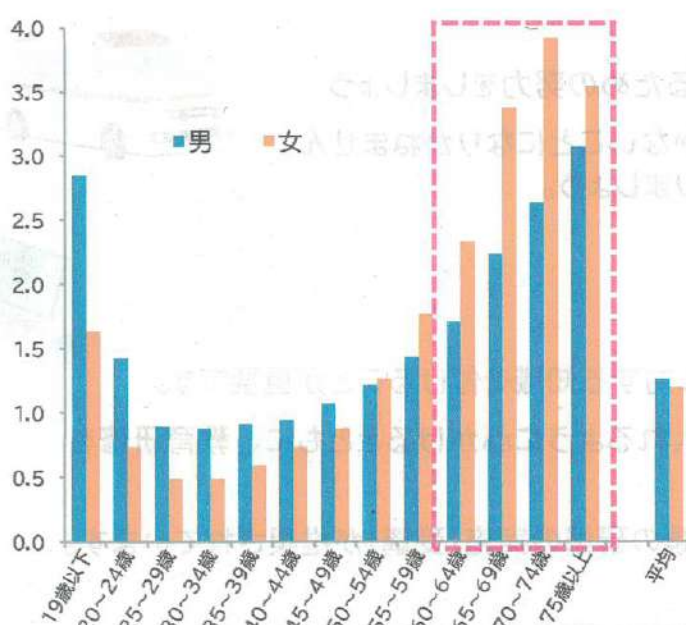
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

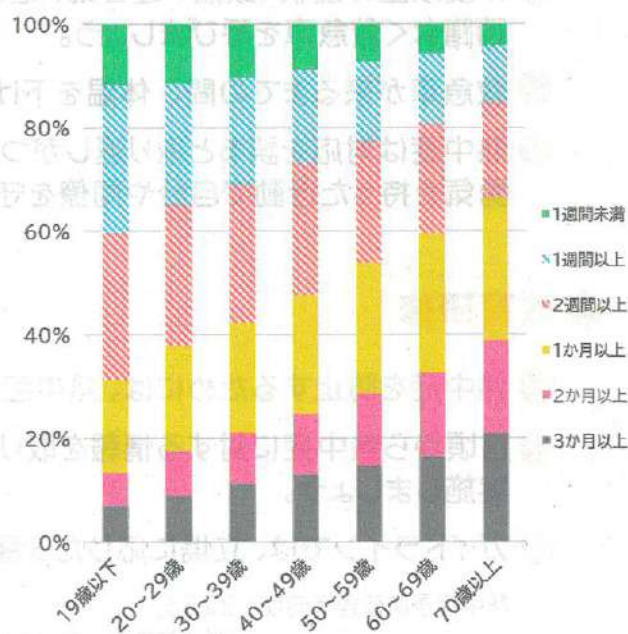
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

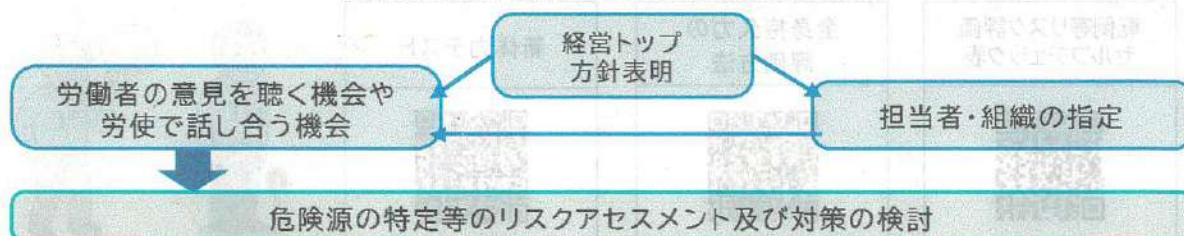
指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、 情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高年齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

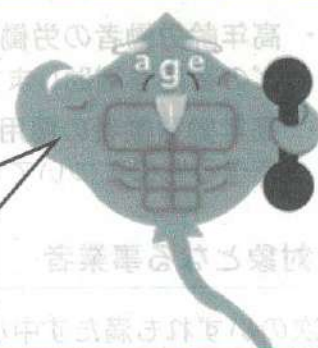
HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは
下の表を**チェック**
じゃ



エイジ

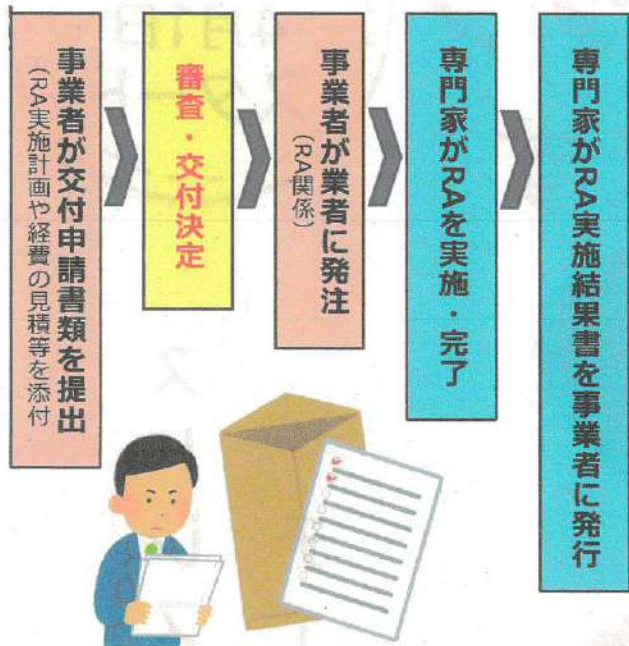
	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100 万円 (1) と (2) の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100 万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30 万円 (消費税を除く)

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。

1. 専門家総合対策コース (1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA)を活用する場合



1. 専門家総合対策コース(2) 自社の担当者がRA実施する場合、

2. 熱中症対策コース、3. コラボヘルスコースの場合



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご活用ください。(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ(<https://www.jashcon-age.or.jp/>)に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)

※専門家総合対策コースの1. (1) 外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター

交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません)

封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

申請担当

支払担当

お問合せ先

電話: 03 (6381) 7507
FAX: 03 (6809) 4086

電話: 03 (6809) 4085
FAX: 03 (6809) 4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート

ストレスは見え
ません。
チェ
ック
しま
し
よう。

ストレスチェックは、2015年
から、労働安全衛生法において実施
が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改
正により、これまで努力義務とさ
れていた労働者数50人未満の事
業者にもストレスチェックの実施
が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況につ
いての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを
促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の
改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版(スタートガイド)**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国統一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00~17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



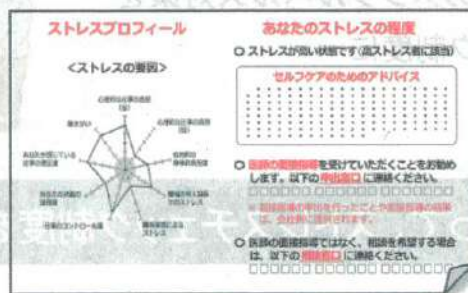
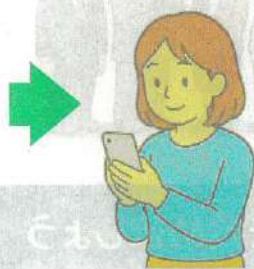
ストレスチェックの「集団分析」を適切に実施しましょう！

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした「ストレスチェック制度」は、ストレスチェック(検査)のほか、集団分析・職場環境改善まで含めた一体的な仕組みです。

ストレスチェック(検査)

ストレスチェック(検査)の個人結果の通知は、プライバシー保護の観点から、労働者本人に直接通知され、基本的に事業者には提供されません。

個人結果の例



労働者各自が、個人結果をもとに、自覚しにくいストレスに**気づき、セルフケア**に取り組むきっかけにします。

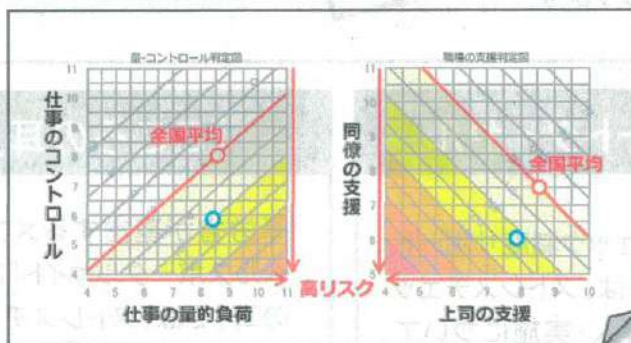
※ 高ストレス者は、医師の面接指導を申し出て、必要な健康管理上の支援を受けます。



集団分析・職場環境改善

事業者には、個人が特定されないように、**個人結果を集団(事業場、職場等の単位)ごとに集計・分析した結果**が提供されます。

集団分析結果の例「仕事のストレス判定図」



集団分析結果を活用して、**職場環境の改善**に組織的に取り組みましょう。



集団分析に関する留意点

- ◆ 集団分析は、**個人が特定されない方法**で実施する必要があります。
- ◆ 集計・分析の単位が **10人を下回る場合**には、個人が特定されるおそれがあることから、**原則として集団分析を実施してはいけません**。
 - ※ 10人を下回る場合でも、以下の例のような個人が特定されるおそれのない方法により、集団分析を実施することが可能です。
 - ・ ストレスチェック調査票の全57項目の合計点について集団の平均値を求める方法
 - ・ 「仕事のストレス判定図」を用いて分析する方法(ただし、これらの方法であっても、極端に少人数の場合は個人の特定につながるため不適切)
 - ※ 特に、事業場自体が小規模の場合には、10人以上のより大きな集団を構成するよう工夫した上で、集団分析を実施するようにしてください。

ストレスチェックの集団分析に関する労働安全衛生規則が改正されました

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第112号）※令和8年6月30日公布

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（検査結果の集団ごとの分析等）

第52条の14 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに、**特定の個人を識別することができない方法で**、集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 略

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和8年6月30日付け基発0630第2号）

1 概要

労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号）第52条の14第1項は、事業者に対し、ストレスチェックを**実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること**（以下「集団分析」という。）を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

2 施行期日 令和9年4月1日

3 改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）11の（4）ア等において示しているものを想定しており、**従来の運用に変更を加えるものではないこと。**

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。

各種情報・支援をご活用ください

厚生労働省ウェブサイト

厚労省のウェブサイトでは、**ストレスチェック制度実施マニュアル**のほか、法令、指針、関連通達、各種支援等の情報を掲載しています。

厚生労働省
ウェブサイト



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、集団分析の見方や職場環境改善の取り組み方等の研修動画等、職場のメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート！

産業保健総合支援センターのご案内

労働者50人未満の
小規模事業場

産業保健スタッフ向けサービス
産業保健総合支援センター ※各都道府県に1か所

＜地域窓口＞小規模事業場向けサービス
地域産業保健センター ※全国350か所

専門スタッフ
(産業カウンセラー、社労士、保健師等)
が事業場に訪問

各地産保の登録産業等
による

登録産業医、登録保健師、
労働衛生工学専門員等による

メンタルヘルス 対策	治療と仕事の 両立支援	専門的研修、 専門的相談対応
□ メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談 □ 管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育	□ 両立支援制度の導入支援 □ 患者(労働者)と企業の個別調整支援	□ 産業保健に関する様々なテーマの研修を実施 □ 産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で解決方法を助言 □ 実地相談の実施

医師による面接指導 健康診断実施後の 意見聴取	事業場の訪問による 健康相談 産業保健指導
□ 健康診断で異常所見があった労働者の就業上の措置に関する医師への意見聴取 □ 長時間労働者やストレスチェックにより高ストレスと判断された労働者に対する面接指導	□ 健康診断で、脳・心疾患関係の検査項目(血中脂質検査・血圧の測定・尿中の糖の検査・心電図検査)に異常の所見のあった労働者に対する日常生活面での指導等 □ メンタル不調を感じている労働者に対する相談・指導 □ 作業環境管理、作業管理等健康管理状況を踏まえた助言・指導



提供するサービスはすべて無料です！！
お問い合わせ・申し込みはHPまたは裏面へ

動画でのご案内



働く人の「ころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート！

ご相談・お問い合わせ・申込み

高知産業保健総合支援センター

所在地：〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3F
TEL:088-826-6155
FAX:088-826-6151
開設日：休日を除く毎日 8時30分～17時15分
休日(土・日・祝日、年末年始)
ホームページ：https://www.kochis.johas.go.jp/



高知地域産業保健センター



須崎地域産業保健センター

中村地域産業保健センター

安芸・香美地域産業保健センター

地域産業保健センター

安芸・香美地域産業保健センター

所在地：〒784-0022
安芸市庄之芝町1-46 安芸郡医師会内
TEL・FAX:0887-37-9917
開設日：火・木・金曜日 9時～15時

高知地域産業保健センター

所在地：〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター4階
TEL・FAX:088-821-8653
開設日：月・火・木・金曜日 9時～15時

須崎地域産業保健センター

所在地：〒785-0011
須崎市東糺町5-10 高岡郡医師会館内
TEL・FAX:0889-42-2922
開設日：火・水・木・金曜日 9時～15時

中村地域産業保健センター

所在地：〒787-0015
四万十市右山字明治383-8 幡多医師会館内
TEL・FAX:0880-34-4643
開設日：火・水・木・金曜日 9時～15時

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の
取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

☐ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

☐ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

☐ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断（高度プロフェッショナル制度に係る「臨時的健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

● 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。

● 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。

→下表参照

● このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R8.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長		20歳以上の者
腹 囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査		40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査		35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。

☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

化学物質による労働災害防止のための自律的管理について



最新の法改正にも対応

「何に対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすくご紹介します。



開催日・会場

【北海道】10月15日(木) 札幌市教育文化会館

【大阪】10月26日(月) グランキューブ大阪

【福岡】12月2日(水) 博多国際展示場&カンファレンスセンター

【愛知】1月22日(金) ウィンク愛知

【東京】2月2日(火) KFC Hall&Rooms



\\全国47都道府県で開催!! 詳細は裏面をご覧ください\\

定員

対面 **100** 名 (一部オンライン併用予定)

※募集人数多数の場合、抽選とさせていただきます可能性があります。

対象

化学物質管理者、事業主等

参加無料!!

主な説明内容

- ☒ 自律的管理の背景と必要性
- ☒ 自律的管理のポイント
- ☒ 2025年の法改正内容
- ☒ 災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務

職場での化学物質管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、化学物質の譲渡・提供者が危険性・有害性情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者がその情報をもとにリスクアセスメントを実施して、ばく露低減措置を適切に実施する制度(自律的管理)が2024年4月から全面的に施行されています。2026年4月にはその対象物質は約2,900物質まで拡大されました。

また、2025年に公布された労働安全衛生法等の改正法では、危険性・有害性情報の通知(SDSの交付)義務違反に対する罰則(令和12年4月施行)、労働者が化学物質にばく露している程度を把握するための個人ばく露測定は作業環境測定士が行うこと(令和8年10月施行)などが規定されました。

この説明会では、化学物質管理者の方を中心に、自律的管理のポイントや2025年の法改正内容を分かりやすく解説します。ぜひご参加ください。

申込先

<https://forms.gle/9qbxUK14qTwuJE886>

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます!



問合せ先

厚生労働省委託事業 労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局

(受託者:三松堂ホールディングス株式会社)

メールアドレス: j-saito@sanshodo.co.jp 電話番号:03-6823-5362 担当者:齋藤

都道府県	日付	時間	会場 / 住所	都道府県	日付	時間	会場 / 住所
北海道	10/15 (木)	15:00 17:00	札幌市教育文化会館 札幌市中央区北1条西13丁目7	滋賀	9/9 (水)	14:00 16:00	ピアザ淡海 大津市におの浜1丁目1-20 2階
青森	8/27 (木)	14:00 16:00	八戸市福祉公民館 八戸市類家4丁目3-1	京都	10/27 (火)	14:00 16:00	京都テルサ東館 京都市南区東九条下殿町70
岩手	8/28 (金)	14:00 16:00	フラップいわて 盛岡市みたけ3丁目38-20	大阪	10/26 (月)	14:00 16:00	グランキューブ大阪 大阪市北区中之島5丁目3-51 2階
宮城	8/26 (木)	14:00 16:00	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町3丁目3-7	兵庫	12/10 (木)	14:00 16:00	兵庫県学校厚生会 神戸市中央区北長狭通4-7-34
秋田	9/1 (火)	16:00 18:00	秋田拠点センターALVE 秋田市東通仲町4-1	奈良	10/8 (木)	14:00 16:00	奈良県コンベンションセンター 奈良市三条大路1丁目1-691-1
山形	9/2 (水)	14:00 16:00	生涯学習センター遊学館 山形市緑町1丁目2-36 遊学館2階	和歌山	1/8 (金)	14:00 16:00	和歌山城ホール 和歌山市七番丁25-1
福島	8/31 (月)	15:00 17:00	コラッセふくしま 福島市三河南町1番20号	鳥取	9/16 (水)	14:00 16:00	米子市文化ホール 米子市末広町293
茨城	10/7 (水)	14:00 16:00	水戸市民会館 水戸市泉町1丁目7番1号	島根	9/17 (木)	14:00 16:00	松江テルサ 松江市朝日町478-18
栃木	10/20 (火)	14:00 16:00	総合文化センター 宇都宮市本町1-8	岡山	11/11 (水)	14:00 16:00	岡山国際交流センター 岡山市北区奉選町2丁目2-1
群馬	11/26 (木)	14:00 16:00	Gメッセ群馬 高崎市岩押町12-24	広島	11/12 (木)	14:00 16:00	RCC文化センター 広島市南区松原町9-1 6階
埼玉	12/14 (月)	14:00 16:00	ソニックシティ市民ホール さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 4階	山口	12/3 (木)	14:00 16:00	海峡メッセ下関 下関市豊前町3丁目3-1
千葉	2/3 (水)	14:00 16:00	市川市文化会館 市川市大和田1-1-5	徳島	1/12 (火)	14:00 16:00	あわぎんホール 徳島市藍場町2丁目14
東京	2/2 (火)	14:00 16:00	KFC Hall&Rooms 墨田区横綱1丁目6-1	香川	1/13 (水)	14:00 16:00	サンポートホール高松 高松市サンポート2-1
神奈川	9/25 (金)	14:00 16:00	産業振興センター 横浜市中区尾上町5-80	愛媛	1/18 (月)	14:00 16:00	TKP松山市駅前カンファレンスセンター 松山市千舟町4-3-7 2階
新潟	11/25 (水)	14:00 16:00	朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号	高知	1/19 (火)	14:00 16:00	高知県教育会館 高知市丸ノ内2丁目1-10
富山	11/18 (水)	14:00 16:00	富山国際会議場 富山市大手町1番2号	福岡	12/2 (水)	14:00 16:00	博多国際展示場&カンファレンスセンター 福岡市博多区東光2丁目22-15
石川	11/17 (火)	14:00 16:00	金沢市文化ホール 金沢市高岡町15-1	佐賀	1/27 (水)	14:00 16:00	ミズウェルビーホール 佐賀市日の出1丁目21-10 2階
福井	11/16 (月)	14:00 16:00	AOSSA 福井県福井市手寄1丁目4-1	長崎	1/28 (木)	14:00 16:00	出島メッセ長崎 長崎市尾上町4-1
山梨	10/22 (木)	14:00 16:00	リッチダイヤモンド総合市民会館 甲府市青沼3丁目5-44 2階	熊本	12/22 (火)	14:00 16:00	熊本城ホール 熊本市中央区桜町3番40号
長野	10/1 (木)	14:00 16:00	生涯学習センター 長野市鶴賀1271-3	大分	12/1 (火)	14:00 16:00	J:COMホルトホール 大分市金池南1丁目5-1
岐阜	1/21 (木)	14:00 16:00	岐阜文化センター 岐阜市金町5丁目7-2	宮崎	11/30 (月)	14:00 16:00	宮崎市民文化ホール 宮崎市花山手東3丁目25-3
静岡	12/18 (金)	14:00 16:00	グランシップ 静岡市駿河区東静岡2丁目3-1	鹿児島	12/23 (水)	14:00 16:00	サンプラザ天文館 鹿児島市東千石町2-30 3F
愛知	1/22 (金)	14:00 16:00	ウインク愛知 名古屋市中村区名駅4丁目4-38	沖縄	2/5 (金)	14:00 16:00	なは市民活動支援センター 那覇市銘苅2丁目3-1 2階
三重	10/9 (金)	14:00 16:00	三重総合文化会館 津市一身田上津部田1234				

外国人労働者の労働災害を防ごう！ ～安全衛生教育の実施～

1.外国人労働者の労働災害の状況

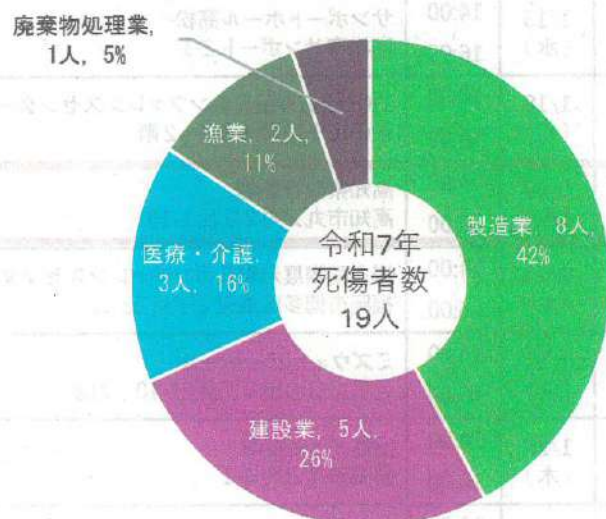
- 令和7年の死傷者数は19人、前年比で5人の増加している。
- 業種別では、「製造業」が最も多く、次いで「建設業」となっている。
- 事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、次いで「切れ・こすれ」、「転倒」となっている。
- 経験年数別では2年未満が14人で、全体の7割を占めている。



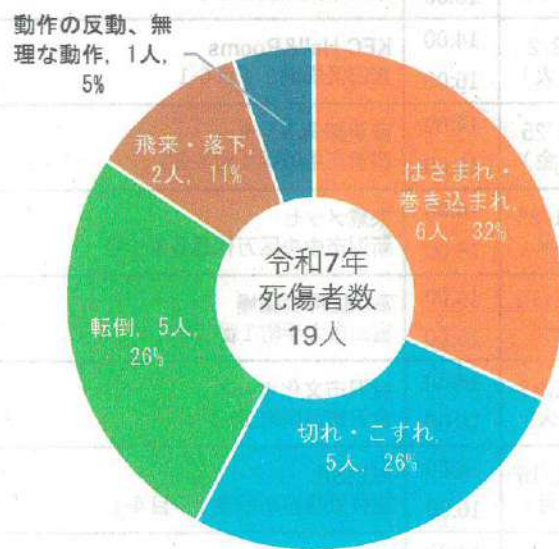
①休業4日以上死傷者数の推移（全産業）



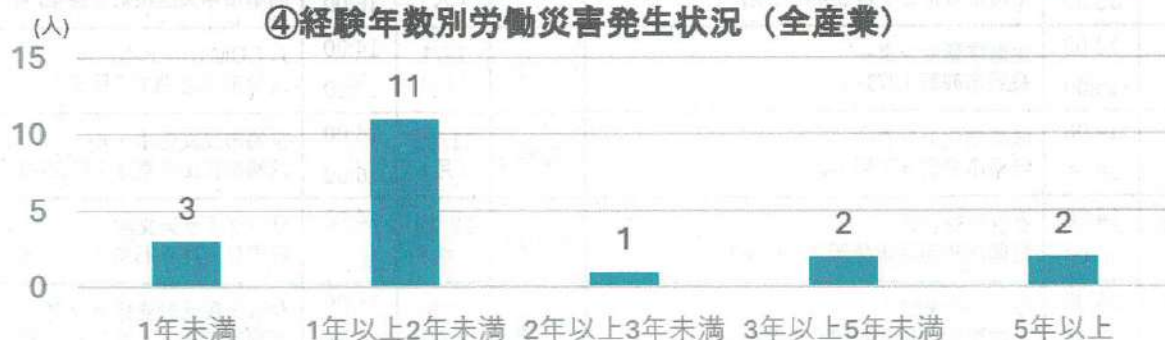
②業種別労働災害発生状況



③事故の型別労働災害発生状況（全産業）



④経験年数別労働災害発生状況（全産業）



※災害件数は労働者死傷病報告による件数。（新型コロナ除く）

2.安全衛生教育の実施

外国人労働者の死傷者数は増加傾向であり、その要因として、経験年数が短い（7割が2年未満）こと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。

外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。

このため厚生労働省では外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成していますので、外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶マンガ教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html

▶動画教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>



マンガ教材



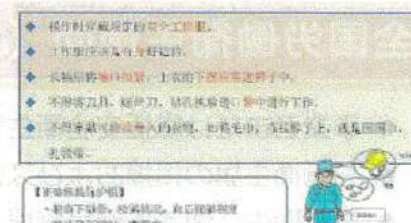
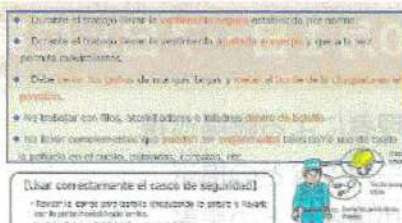
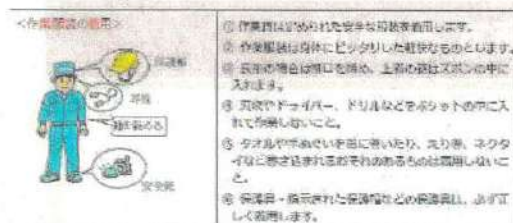
動画教材

例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業、産業廃棄物処理業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

外国人労働者の安全衛生対策に係る特設ページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/index.html



第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

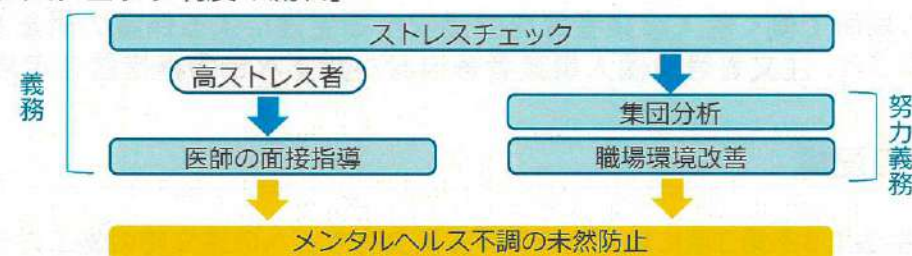
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

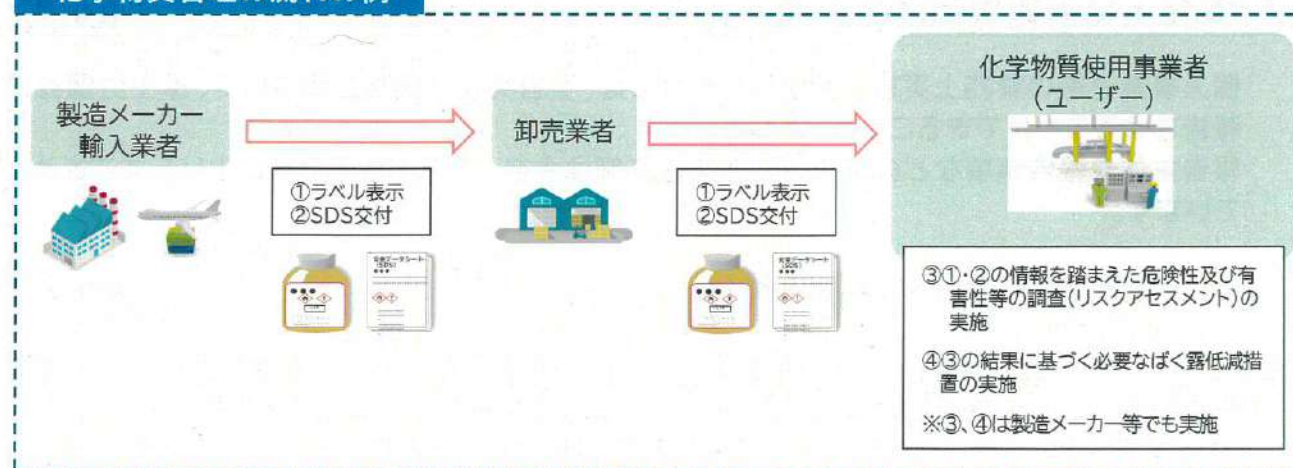


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

